

被保険者各位

セイコー健康保険組合

「人間ドック」の受診に関するお知らせとお願い

いつもセイコー健康保険組合の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

当健康保険組合が契約している健診機関での「人間ドック」のご利用は、**10月末迄の受診期限**としております。被扶養者の方も同様です。

以下の申込手順を必ずご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

- ◆ 健診機関へ利用者本人が直接予約し、受診日が決まりましたら「人間ドック申込書」フォーム(2025年4月改訂版)に必要事項をご入力の上、所属会社の人事担当部門のご担当者様のアドレスと当健康保険組合の代表アドレス(seikokenpo@seiko.co.jp)の**2ヶ所**にメール(同報送信)にてお申送ください。申込書のエクセルフォームをそのまま添付してください。PDFなどに変換しないようお願いいたします。(2025年4月改訂版より前の申込書での受付はできません)
なお、「人間ドック申込書」フォームは、予約が取れた段階で速やかにメールをお送りください。**遅くとも受診日の2週間迄にお願いいたします。**

メールでのお申込ができない方は、エクセル表を印刷したものを所属会社のご担当者様にお送りください。会社経由でお申込みを受付させていただきます。

※ 被扶養者の方のみのお申込みおよび任意継続被保険者の方のお申し込みメールは、健康保険組合宛のみで結構です。

- ◆ 申込メールを受信後、健康保険組合より利用申込の受付返信メールを送信いたします(CC宛先：会社ご担当者様)。返信がない場合には、受付がされていない可能性がありますので、健康保険組合までお問い合わせください。
- ◆ **人間ドックの利用券は廃止となっておりますので、受診日当日は、健康保険組合の資格を確認できるマイナ保険証等、有効期限内の保険証や資格確認書などを必ずご持参のうえ、医療機関の受付に提示してください。**ご提示がない場合には、すぐに受診できない、利用補助が受けられないなどの可能性がありますので、ご注意ください。

(注) 会社が実施する定期健康診断を受診される方は、健康保険組合の利用補助による人間ドックの受診はできませんので、ご注意ください。

- ◆ **胃X線検査(バリウム)を胃内視鏡検査(胃カメラ)に変更される場合の差額料金について**
2024年度から、会社が実施する定期健康診断において胃内視鏡検査を導入することになりました(35歳以上の被保険者・希望者のみ)。これに伴い、該当年齢の方が人間ドックで胃内視鏡検査を受診される場合の差額料金については、会社と健保が負担することになりましたので、自己負担の追加料金は発生いたしません。**なお、34歳以下の被保険者・任意継続被保険者(全年齢)・被扶養者(全年齢)の差額料金については、例年通り自己負担となります。**何卒、ご了承ください。

※ 人間ドックの受診後は、健診結果がお手元に届き次第、結果表の写しを必ず人事担当部門(健康相談室・医務室等)にご提出ください。

人間ドックの申込書フォームはこちらから(2025年4月改訂版)

https://seiko-kenpo.or.jp/application_categories/t_dock/

必ず、こちらの最新版フォームにてお申し込みください。

その他、「人間ドック」に関する詳細は[セイコー健康保険組合ホームページ](#)をご参照ください。

ご不明な点・お問合せ等ございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

TEL 03-3564-5480

FAX 03-3564-5489

メール seikokenpo@seiko.co.jp